

2021年5月13日

各 位

会社名 日本トランスシティ株式会社
 代表者名 取締役社長 安藤 仁
 (コード番号9310 東証・名証 第1部)
 問合せ先 総務部長 平岡 豊
 (TEL 059-336-5018)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年6月29日開催予定の第107回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 定款変更の理由

当社は、2017年6月29日付で執行役員制度を導入し、役付取締役である取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の役付については実質的に廃止していることから、当該役付を定款第24条の規定から削除するものであります。また、併せて、相談役の役職を廃止するため、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第23条 (省 略)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役並びに相談役) 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役のなかから取締役会長、取締役副会長、取締役社長及び取締役副社長各1名、<u>専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。 取締役会は、その決議によって、取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。 <u>取締役会は、その決議によって、相談役を置くことができる。</u></p> <p>第25条～第42条 (省 略)</p>	<p>第1条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役のなかから取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。 取締役会は、その決議によって、取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。</p> <p>第25条～第42条 (現行どおり)</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月29日
 定款変更の効力発生日 2021年6月29日

以 上